

青梅市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定にもとづき、児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関し必要な事項を定めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項の規定にもとづき、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置)

第3条 青梅市は、改正法附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設にかかる法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。